

滝 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年9月27日（金） 9時00分から9時28分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員（14人・議席番号順）

会長	木 幡 孝 雄
会長職務代理者	又 村 克 茂
委員	12人
4. 欠席委員 2人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 6 議案2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 7 議案3 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画の承認について
 - 8 議案4 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 1 5 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。畠山委員、本元委員より欠席の連絡が入っております。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 1 5 番、平沢委員、1 4 番、又村委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) 質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の審議について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項に基づく届出について説明します。今月は 1 件です。 1 番、扇町 番、現況地目「畑」、申請者 さん、転用面積 331 m²、第一種低層住居専用地域内で、転用目的は庭及び雪捨て場の造成です。申請者は、昨年 4 月、 さんが所有していた自宅の向かい側の土地と家屋を相続しましたが、近年の豪雪により雪捨て場が足りないことから、相

	続した土地の半分を分筆し、新たな雪捨て場として使用したいとするものです。別添資料の２枚目に位置図を添付しています。施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 申請地は用途区域内にある第三種農地で、周辺の農地等への影響はなく、転用目的は適正であり、転用して申請に係る用途に供することが認められますので、審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第１号について、原案のとおり可
	とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第１号について、原案のとおり決定とします。
	議事日程６番、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申
	請の審議について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明
	いたします。今月は所有権移転４件です。
	１番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積 300 ㎡、第一種中高層住居専用地域内、転用目的は一般住宅の建築です。譲受人は、アパートに居住していますが、バイパス沿いで住環境に恵まれており、勤務地である砂川市内への通勤に便利なことから、申請地を取得し住宅を新築したいとするものです。別添資料の２枚目に位置図を添付しています。施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。
	２番、西町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積 1,643 ㎡、第一種中高層住居専用地域内、転用目的は駐車場及び雪堆積場の造成です。申請地は、分筆を繰り返した後に残った不整形地で、国道に面した車両等の出入口付近の宅地２筆を一体として使用します。譲受人は、申請地の隣で を経営していますが、店舗の駐車場不足の解消及び冬期間の除雪した雪の堆積場とするため、取得したいとす

		るものです。別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 3 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人、 さん、転用面積 1,990 m²、第一種中高層住居専用地域内、転用目的は雪堆積場の造成です。譲受人は、本年 3 月に申請地の南側を雪堆積場とするため転用許可を受け取得しましたが、豪雪の影響もあり、譲受人が所有及び管理する複数の共同住宅等で除排雪した雪を堆積するには広さが足りなかったことから、当該土地に隣接した申請地を取得し一体として使用したいとするものです。別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 4 番、空知町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積 342 m²、第一種住居地域内、転用目的は一般住宅の建築です。譲受人は、現在共同住宅に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、今回の取得となったものです。別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 申請番号 1 番から 4 番まではいずれも用途区域内にある第三種農地であり、周辺の農地等への影響はなく、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、転用して申請に係る用途に供することが認められますので、審議をお願いいたします。
議	長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 2 号については原案のとおり決定といたします。
		議事日程 7 番、議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。

説 明 員	議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定 2 件、所有権移転 2 件です。 1 番、2 番、江部乙町 番、現況地目「田」6,270 m²、 さんから北海道農業公社、北海道農業公社から さん、期間は 2 年間、10a 当りの賃借料は、7,000 円です。 さんの農地の集約化に伴い、遠隔地の農地を隣接地耕作者である さんに利用集積等促進計画で新たに賃貸借するものです。 3 番、北滝の川 番、現況地目「田」32,874 m²、「畑」2,253 m²、北海道農業公社から さんへの所有権移転です。令和元年 12 月にあっせんにより さんから農地を買い入れることになりましたが、即買い入れが困難であったことから保有合理化事業により北海道農業公社が買い上げ、賃貸満了となったことから、今回北海道農業公社から さんに売却するものです。売買価格は 1,000 m²あたり「田」28 万円、「畑」5 万円です。 4 番、江部乙町 番、現況地目「田」18,543 m²、北海道農業公社から さんへの所有権移転です。令和元年 12 月にあっせんにより さんから農地を買い入れることになりましたが、即買い入れが困難であったことから保有合理化事業により北海道農業公社が買い上げ、賃貸満了となったことから、今回北海道農業公社から さんに売却するものです。売買価格は 1,000 m²あたり「田」29 万円です。以上で説明を終わります。審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号について、原案のとおり決定とします。 議事日程 8 番、議案第 4 号、現況証明願について審議を求めます。事

説 明 員	務局に説明を求めます。 議案第 4 号、現況証明願について説明いたします。今月は 4 件です。 1 番、幸町 番、登記簿地目「田」、面積 80 m²、所有者は、 さん、現況は「畑」です。申請地は、昭和 51 年に車庫兼物置を建設するため 5 条転用しましたが、建設されず住宅の庭として現在に至ったものです。申請地を含む土地と家屋を売却するため法務局にて登記申請を行ったところ、地目が農地のままと判明し、地目変更登記を行うため現況証明願の届出となりました。 2 番、北滝の川 番、登記簿地目「田」、面積 1,271 m²、所有者は、 さん、現況は「宅地」です。所有者は、農業公社の即売りにより さんへの売買を予定しています。申請地は、平成 15 年に分筆し 4 条転用により住宅を建築しましたが地目変更登記をしていなかったこと、また、納屋が農地に建っているため敷地部分を分筆し地目変更登記をする必要が生じたことから、それぞれ現況証明願の届出となりました。 3 番、西町 番、登記簿地目「雑種地」、面積 4,133 m²、所有者は、 さん、現況は「畑」です。所有者は、今年 7 月現況証明願により農地に戻す届出を行いましたが、地目変更登記を行う際に、法務局から、当該土地の北側に隣接する農地も登記簿地目が「雑種地」のままであると指摘されました。申請地は、平成 4 年に青空市場及び中古車展示場として 5 条転用し、その後駐車場として使われていましたが、 の撤退後、所有者自ら農地に戻して現在も耕作していることから、地目変更登記を行うため現況証明願の届出となりました。 申請番号 4 番、空知町 番、登記簿地目「畑」、面積 193 m²、所有者は、 さん、現況は「畑」です。議案第 2 号で説明しましたが、申請地は、分筆後の北側の土地で、過去に転用許可の記録はありませんでしたが、古い住宅地図に 1 棟 4 戸の住宅が記載されていたことから、現況証明願により地目変更登記を行うこととしたものです。 なお、それぞれの備考欄に現地確認の日時と確認者 3 名を記載しますのでお目通し願います。それでは審議についてよろしく願いいた
--------------	---

		します。
議 委	長 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
		4 番ですが、「畑」を「雑種地」に変える目的がよくわからないのですが、「畑」のままの方が固定資産税が安いと思うのですが。
説 明	員	この土地は細長い土地で不動産屋に売買する予定なのですが、半分だけ「畑」でも不動産屋は買い取ってくれないので、その土地一帯を全部売るために手続きしたものです。
議 各	長 員	他にございますか。
		(なしの声あり)
議 各	長 員	質疑、意見を終了します。議案第 4 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
		(異議なしの声あり)
議 各	長 員	議案第 4 号については、原案のとおり決定といたします。
		本日の議案については、以上でございます。
		それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
		(各推薦委員から事務連絡あり)
議 説	長 員	その他、事務局からお願いいたします。
		(行事日程について資料に基づき報告)
議 長		第 16 回総会は 10 月 29 日 14 時からということで決定します。
		以上をもちまして、第 15 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(9 : 28)